

人口統計・保健統計

公衆衛生政策を立てたり活動を行なうためには、集団の特性(背景、生活、経済、罹患、有病、出生、死亡等の状況)の把握が不可欠である。これらの情報は、保健統計として数量的に把握される。

- 多くの保健統計には法的な根拠があり、総務省、文部科学省、厚生労働省など所管官庁が異なる。
- 地域の水準も国、都道府県、保健所管内、市区町村などの水準でまとめられた統計数値が、また調査期間やサンプリング方法にも注意が必要である。

例: 国勢調査、人口動態統計、患者調査、医療施設調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、病院報告、受療行動調査、国民健康・栄養調査、出生動向基本調査

2007年4月23日: 公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <minato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 1

人口動態統計

- 統計法に基づく指定統計であり、市町村長が人口動態調査令および人口動態調査令施行細則に基づき、戸籍法による届書およびその他の関係書類から作成した人口動態調査票(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)について分類集計したもの。
- 市町村分類は出生・死亡・死産については住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。
- 死因統計は人口動態調査票の死亡について死因別に分類集計したものである。
- 厚生労働省が所管する。

2007年4月23日: 公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <minato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 4

医療施設調査

- 厚生労働省所管
- 医療施設調査規則に基づく。
- 静態調査と動態調査がある。
- 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握することを目的としている。
- 全国の病院、一般診療所、歯科診療所、動態調査は開設、廃止等のあった施設について毎月、静態調査は3年に1度、その時点で開設されている全施設を対象とした全数調査

2007年4月23日: 公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <minato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 7

国勢調査

統計法第4条で定められた義務調査であり、調査対象者は調査に答える義務がある。個人情報保護法の適用除外となっている。国は調査項目を公表しなければならない。

- 目的は、人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策の基本資料を得ることである。
- 総務省が所管している。調査員は非常勤の国家公務員で、各調査区で概ね50世帯を担当する。
- 5年に1度行なわれる。最近では平成17年(2005年)に行なわれた(簡易調査)。10年に1度は大規模調査となる。
- 日本に常住している(3ヶ月以上住んでいる)者全員を対象とする全数調査である。
- 人口と世帯数などの人口動態統計を、性別、年齢別、都道府県別、市区町村別、職業分類別など、属性別に集計した結果が報告される。
- 日本の国勢調査人口は10月1日時点の人口であり、中央人口ではない。目的によっては補正が必要になる場合がある。

2007年4月23日: 公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <minato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 2

最近の人口動態統計について

現在公表されている最新のデータは、確定数であり、「平成17年人口動態統計(確定数)」(2006年11月30日発表)、年間推計が「平成18年人口動態統計の年間推計」(2007年1月1日発表)である。この他に毎月、「人口動態統計月報(概数)」と「人口動態統計速報」が発表されている。

	平成18年推計値	平成18年確定値	平成17年
出生	1,086,000	1,062,530	8.4
死亡	1,092,000	1,083,796	8.6
自然増加	△6,000	△21,266	△0.2
死産	31,000	31,818	29.1
婚姻	732,000	714,265	5.7
離婚	258,000	261,917	2.08

* 右は率(出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率は人口千対、死産率は出生十死産千対)、人口は平成18年10月1日現在推計日本人人口 126,206,000人(試算値)

2007年4月23日: 公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <minato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 5

病院報告

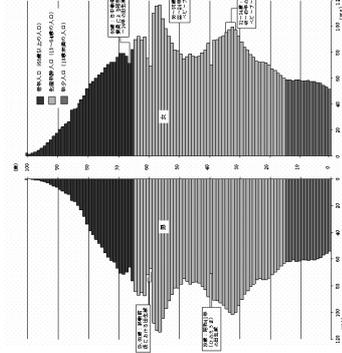
- 厚生労働省所管
- 全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握する目的。
- 医療法に基づく。(医療法施行令に基づき報告)
- 全国の病院と、療養病床を有する診療所で、毎月及び毎年実施。

2007年4月23日: 公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <minato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 8

2005年国勢調査について

我が国の人口ピラミッド(平成17年10月1日現在)



- (世帯員に関する事項) (1)氏名 (2)男女の別 (3)出生の年月 (4)世帯主との続柄 (5)配偶の關係 (6)国籍 (7)就業状態 (8)就業時間 (9)所属の事業所の名称及び事業の種類 (10)仕事の種類 (11)世帯の地位 (12)従業地又は通学地
- (世帯に関する事項) (1)世帯の種類 (2)世帯員の数 (3)住居の種類 (4)住宅の床面積 (5)住宅の建て方
- 報告形式、要計表による人口集計、抽出速報集計、第1次基本集計、第2次基本集計、第3次基本集計、抽出詳細集計、従業地・通学地集計、小地域集計
- 4. 未回収率が前回の1.7%から4.4% (210万世帯)へ激増

2007年4月23日: 公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <minato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 3

患者調査

- 厚生労働省所管
- 統計法による指定統計(詳細は患者調査規則)
- 病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等(推計患者数、受療率)を明らかにする。
- 3年周期で実施。直近は平成17年度実施。
- 全国の病院、一般診療所、歯科診療所から匿名無作為抽出された施設で、指定された3日間のうち1日について、患者の傷病名等を記録し、報告する。
- ▽季節・曜日の代表性は不明
- ▽傷病別に受療率が推計できるが、罹患率は求められない(罹患率がわかる疾患は限られている)

2007年4月23日: 公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <minato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 6

受療行動調査

- 厚生労働省所管
- 全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受け入れた医療に対する満足度等を患者から調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにする。直近は平成17年度実施。
- 匿名無作為抽出した一般病院(平成17年度は500施設)を受診した患者を対象とする。指定された3日間のうち1日の調査。
- 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)に基づく承認統計調査で、患者調査、医療施設静態調査と併せ、3年毎に実施。



2007年4月23日: 公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <minato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 9

医師・歯科医師・薬剤師調査

- 厚生労働省所管
- 医師、歯科医師及び薬剤師について、業務の種類・従事場所・登録年・性・年齢等による分布を明らかにする。
- 医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく全国の医籍、歯科医籍、薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師、薬剤師を対象として、隔年12月31日現在で保健所に届け出られる届出票を集計したもの。

2007年4月23日：公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <nminato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 10

感染症発生動向調査

- 厚生労働省所管
- 感染症サーベイランス事業については、小澤先生の特別講義で詳しい説明があるはず。
- 感染症に関する情報を全国的規模で迅速に収集、解析、還元し、感染症に対する有効かつ的確な予防対策の確立に資する目的で、保健所で、毎週及び毎年調査。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づく。
- 調査対象となる感染症は、約100疾患。

2007年4月23日：公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <nminato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 13

出生動向基本調査

- 厚生労働省所管。
- 国立社会保障・人口問題研究所が実施。
- 他の公的統計では把握できない結婚及び夫婦の出生力に関する実態と背景を調査し、関連施策ならびに将来人口推計に必要な基礎資料を得ることを目的としている。
- 夫婦調査と独身者調査が同時実施されている。
- 2002年の第12回までは5年毎実施、国勢調査年にするため第13回調査は2年早まり、2005年に実施。国民生活基礎調査(厚生労働省大臣官庁統計情報部実施)の調査地区1048ヶ所(平成12年度国勢調査区から層化無作為抽出された)から系統抽出法によって選ばれた700地区の50歳未満の有配偶女性全員(夫婦調査)、18歳以上50歳未満のすべての独身者(独身者調査)が対象。
- 結婚持続期間、希望子ども数、出会いのきっかけなどが報告されている

2007年4月23日：公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <nminato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 16

国民健康・栄養調査

- 厚生労働省所管
- 目的は、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ること。(平成14年までは「国民栄養調査」として実施)
- 健康増進法第10条に基づいて実施。調査項目は、身体状況、栄養摂取状況、生活習慣。
- 全国の世帯及び世帯員/満1歳以上の世帯員を対象として標本抽出し、毎年実施。

2007年4月23日：公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <nminato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 11

糖尿病実態調査

- 厚生労働省所管
- わが国の糖尿病に関する状況を把握することにより今後の対策に資することを目的とする。
- 最近の実施は平成14年。平成14年国民栄養調査で設定された単位区(層化無作為抽出により300単位区、約5000世帯)内の世帯の構成員で、栄養摂取状況調査に応じた満20歳以上の人を調査対象とし、血液検査及び糖尿病実態調査質問票の回答に応じた人を解析対象客体とした。
- 5年周期で実施予定

2007年4月23日：公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <nminato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 14

学校保健統計調査

- 文部科学省所管
- 統計法に基づき、指定統計第15号として昭和23年から実施。
- 児童、生徒及び幼児の発育及び健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得る目的
- 学校保健法により毎年4/1-6/30に実施される健康診断の結果に基づき、身長、体重、座高並びに視力、聴力、歯等の疾病異常等を調査。校長が知事に調査票を提出し、知事が整理、審査して文部科学大臣に提出
- 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園の児童、生徒及び幼児を対象とする
- 標本調査(平成18年度は、発育状態調査が層化二段無作為抽出法で4.6%、健康状態調査が層化集落抽出法で22.5%抽出)

2007年4月23日：公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <nminato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 12

循環器疾患基礎調査

- 厚生労働省所管
- 我が国における心臓病、脳卒中等の成人の循環器疾患に関して、その現状を把握し、今後の予防対策の検討に資することを目的とする。
- 10年周期で実施予定。直近は平成12年度実施した「第5次循環器疾患基礎調査」。
- 国民栄養調査(現在の国民健康・栄養調査)の単位区から層化無作為抽出した全国300単位区約5000世帯のうち、満30歳以上だった全員を調査客体とした。
- 既往歴、現在の治療等の状況、自覚症状、健康診断の受診状況、その他についての質問票と、身体状況調査として身体状況[身長、体重]、血圧測定、血液検査、問診、尿検査[蛋白、糖]、心電図検査が行なわれた。

2007年4月23日：公衆衛生学第3回「保健統計」中澤 <nminato@med.gunma-u.ac.jp>

Slide 15